

利用配分計画各筆明細

整理 番号	権利の設定を受ける者 (添付書類の省略条件)	権 利 を 設 定 す る 農 用 地		設 定 す る 権 利				現に機構より権利の設 定を受けている者	
		土地の所在地	現況地目	権利の種類 利用目的	契約期間 開始年月日 終了年月日	賃借料 円/107-ル・年	支払方法		
			登記簿面積 m ²						
1	安部 裕史	八頭町市場字下モ小田 17	田	1,214.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年01月01日 令和08年12月31日	2,990	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町篠波字落町 206	田	3,083.00	賃借権 水田		4,995		
		八頭町別府字上河原 172	田	2,740.00	賃借権 水田		4,854		
		3 件 計 7,037.00							
2	安部 裕史	八頭町別府字外縄手 202	田	1,700.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年02月01日 令和09年01月31日	4,764	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町別府字上縄手 221-1	田	1,709.00	賃借権 水田		4,973		
		八頭町別府字上縄手 221-3	田	1,480.00	賃借権 水田		2,972		
		八頭町別府字内縄手 214-1	田	3,256.00	賃借権 水田		4,852		
4 件 計 8,145.00									
3	安部 裕史	八頭町下津黒字下り 371	田	678.00	使用貸借 水田	3年 0か月 令和04年01月01日 令和06年12月31日	0	-	-
1 件 計 678.00									
4	安部 裕史	八頭町下津黒字杉之本 389	田	2,055.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年01月01日 令和06年12月31日	4,379	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町市場字下モ小田 14	田	2,258.00	賃借権 水田		4,827		
2 件 計 4,313.00									
5	安部 裕史	八頭町下津黒字下り 372	田	1,895.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年03月01日 令和09年02月28日	4,986	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町下津黒字内大境 77-1	田	1,883.00	賃借権 水田		4,806		
2 件 計 3,778.00									

6	西川 義信	八頭町篠波字保木 315	田 2,234.00 1 件 計 2,234.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年01月01日 令和08年12月31日	4,991	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
7	山根 俊雄	八頭町大門字上水口 30-1 八頭町大門字上水口 30-2	畑 365.00 畑 350.00 2 件 計 715.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	3年 0か月 令和04年01月01日 令和06年12月31日	5,000 5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
8	平木 勉	八頭町大門字井古田 466	畑 3,074.00 1 件 計 3,074.00	賃借権 普通畑	10年 0か月 令和04年01月01日 令和13年12月31日	3,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
9	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町稲荷字井古向 125-1 八頭町稲荷字井古向 126-2 八頭町稲荷字岩寄 137 八頭町稲荷字上荒木 272 八頭町稲荷字田中 8 八頭町稲荷字内荒木 229-1 八頭町稲荷字梅ヶ坪 153 八頭町延命寺字老ッ森 58 八頭町延命寺字老ッ森 59 八頭町延命寺字老ッ森 60 八頭町延命寺字老ッ森 61 八頭町延命寺字大ヒヤリ 201-1 八頭町延命寺字大橋 170-1 八頭町延命寺字大木ヶ花 219-1	田 2,917.00 田 1,334.00 田 1,672.00 田 2,486.00 田 2,408.00 田 1,501.00 田 2,232.00 田 2,831.00 田 3,505.00 田 2,863.00 田 2,797.00 田 2,791.00 田 2,728.00 田 1,411.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年01月01日 令和06年12月31日	4,850 2,284 4,814 4,987 4,838 2,898 4,704 4,839 4,864 4,837 4,826 4,819 4,802 2,997	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

八頭町延命寺字薬師ノ元 73-1	田	2,046.00	賃借権 水田	4,740
八頭町延命寺字薬師ノ元 73-2	田	875.00	賃借権 水田	4,685
八頭町延命寺字薬師ノ元 74	田	2,991.00	賃借権 水田	4,831
八頭町延命寺字薬師ノ元 75	田	3,015.00	賃借権 水田	4,842
八頭町延命寺字薬師ノ元 76	田	2,957.00	賃借権 水田	4,835
八頭町延命寺字薬師ノ元 78-1	田	2,364.00	賃借権 水田	4,949
八頭町延命寺字薬師ノ元 80-1	田	2,825.00	賃借権 水田	4,814
八頭町下峰寺字下後川 71	田	3,096.00	賃借権 水田	4,844
八頭町下峰寺字四十矢倉 68	田	2,932.00	賃借権 水田	4,826
八頭町下峰寺字四十矢倉 69	田	2,772.00	賃借権 水田	4,996
八頭町下峰寺字寺田 38	田	2,971.00	賃借権 水田	4,830
八頭町下峰寺字寺田 39	田	2,953.00	賃借権 水田	4,842
八頭町下峰寺字津具田 10	田	3,054.00	賃借権 水田	4,829
八頭町下峰寺字津具田 9	田	2,857.00	賃借権 水田	4,987
八頭町下峰寺字追寄 132-1	田	697.00	賃借権 水田	780
八頭町花字中嶋 599-1	田	2,189.00	賃借権 水田	4,842
八頭町花字中嶋 615-1	田	829.00	賃借権 水田	989
八頭町市谷字トフ々 323	田	2,941.00	賃借権 水田	4,811
八頭町市谷字岸ノ下 166	田	3,850.00	賃借権 水田	4,870
八頭町市谷字二王前 318-1	田	440.00	賃借権 水田	2,795
八頭町市谷字二王前 318-2	田	915.00	賃借権 水田	2,819
八頭町篠波字向河原 228	田	1,335.00	賃借権 水田	2,391
八頭町上峰寺字向イ田 58-1	田	1,500.00	賃借権 水田	4,833
八頭町上峰寺字向イ田 58-2	田	415.00	賃借権 水田	4,939

八頭町上峰寺字向イ田 60	田	2,644.00	賃借権 水田	4,992
八頭町上峰寺字社井手 70	田	3,023.00	賃借権 水田	4,829
八頭町上峰寺字社井手 71	田	2,980.00	賃借権 水田	4,832
八頭町上峰寺字社井手 72	田	2,990.00	賃借権 水田	4,832
八頭町上峰寺字社井手 73	田	2,029.00	賃借権 水田	4,756
八頭町西御門字高松 349-1	田	2,479.00	賃借権 水田	3,920
八頭町西御門字佐伊ノ木 342	田	541.00	賃借権 水田	942
八頭町西御門字道垣 75-2	田	1,451.00	賃借権 水田	2,708
八頭町大坪字ヒチリキ 331	田	1,110.00	賃借権 水田	3,000
八頭町大坪字向イ田 421-2	田	1,355.00	賃借権 水田	2,811
八頭町大坪字四十八 465-1	田	2,742.00	賃借権 水田	4,814
八頭町大坪字四十八 467-1	田	3,268.00	賃借権 水田	4,834
八頭町大坪字上引地 451	田	3,486.00	賃借権 水田	4,919
八頭町大坪字上引地 456	田	1,200.00	賃借権 水田	4,625
八頭町大坪字上引地 457	田	476.00	賃借権 水田	4,936
八頭町大坪字上引地 458-1	田	1,570.00	賃借権 水田	5,000
八頭町大坪字上引地 459	田	2,971.00	賃借権 水田	4,846
八頭町大坪字上引地 460	田	2,943.00	賃借権 水田	4,841
八頭町大坪字前田 48	田	2,078.00	賃借権 水田	3,984
八頭町大坪字前田 49	田	2,158.00	賃借権 水田	4,935
八頭町大坪字蓮田 208-1	田	2,000.00	賃借権 水田	5,000
八頭町大坪字蓮田 208-2	田	942.00	賃借権 水田	4,458
八頭町大坪字蓮田 212	田	2,285.00	賃借権 水田	4,989
八頭町大門字伊ノ坪 413	田	2,067.00	賃借権 水田	4,837

		八頭町大門字下深田 356-2	田	1,543.00	賃借権 水田		4,698		
		八頭町大門字石神 893	田	2,153.00	賃借権 水田		672		
		八頭町池田字樋詰上分 797	田	1,304.00	賃借権 水田		2,760		
				65 件 計 142,083.00					
10	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町延命寺字老ツ森 55	田	2,840.00	賃借権 水田	1年 2か月 令和04年02月01日 令和05年03月31日	6,802	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町延命寺字小泓 217-1	田	1,801.00	賃借権 水田		4,719		
		八頭町延命寺字大ヒヤリ 194	田	2,980.00	賃借権 水田		6,765		
		八頭町延命寺字大ヒヤリ 197	田	3,006.00	賃借権 水田		6,776		
		八頭町延命寺字大ヒヤリ 198	田	2,958.00	賃借権 水田		6,768		
		八頭町延命寺字薬師ノ元 81-1	田	2,879.00	賃借権 水田		6,734		
		八頭町大坪字四十八 479-1	田	2,277.00	賃借権 水田		5,072		
				7 件 計 18,741.00					
11	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町延命寺字小泓 217-4	田	1,003.00	賃借権 水田	1年 3か月 令和04年01月01日 令和05年03月31日	6,979	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町延命寺字小泓 217-5	田	867.00	賃借権 水田		6,943		
				2 件 計 1,870.00					
12	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町延命寺字大ヒヤリ 208-2	田	1,317.00	賃借権 水田	3年 3か月 令和04年01月01日 令和07年03月31日	2,779	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町延命寺字薬師ノ元 79-1	田	400.00	賃借権 水田		5,000		
				2 件 計 1,717.00					
13	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町稲荷字田中 12	田	2,406.00	賃借権 水田	2年 0か月 令和04年01月01日 令和05年12月31日	4,883	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町稲荷字田中 15	田	2,379.00	賃借権 水田		4,833		
		八頭町稲荷字梅ヶ坪 155-1	田	948.00	賃借権 水田		928		
		八頭町稲荷字梅ヶ坪 158-1	田	2,318.00 (内 1,808.00)	賃借権 水田		4,977		

	八頭町篠波字向河原 222-1	田	2,441.00	賃借権 水田		4,834	
	八頭町篠波字向河原 222-2	田	2,592.00	賃借権 水田		4,822	
	八頭町篠波字向河原 226	田	4,155.00	賃借権 水田		4,885	
	八頭町篠波字仕切田 28	田	1,298.00	賃借権 水田		2,866	
	八頭町篠波字竹ノ下 86	田	1,003.00	賃借権 水田		2,321	
	八頭町西御門字溝向イ 251	田	3,148.00	賃借権 水田		3,875	
	八頭町大坪字蓮田 216-1	田	2,459.00	賃借権 水田		4,798	
	八頭町大坪字蓮田 216-2	田	600.00	賃借権 水田		5,000	
	八頭町大坪字蓮田 217	田	3,007.00	賃借権 水田		4,838	
	八頭町大門字伊ノ坪 408	田	1,997.00	賃借権 水田		3,985	
	八頭町大門字向高藤 887	田	1,211.00	賃借権 水田		2,526	
	八頭町別府字外縄手 203	田	1,692.00	賃借権 水田		4,994	
	八頭町別府字前河原 124	田	764.00	賃借権 水田		795	
	八頭町別府字嶋瀬戸 107	田	2,029.00	賃借権 水田		4,534	
	八頭町別府字嶋瀬戸 108-1	田	1,897.00	賃借権 水田		4,849	
	八頭町別府字内縄手 213-1	田	2,606.00	賃借権 水田		4,815	
			20 件 計 40,950.00 (内 40,440.00)				
14	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	田	2,611.00	賃借権 水田	2年 3か月 令和04年01月01日 令和06年03月31日	4,825	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む
		田	2,821.00	賃借権 水田		4,820	
		田	2,607.00	賃借権 水田		4,411	
			3 件 計 8,039.00				

15	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町延命寺字小泓 216-1	田	2,904.00	賃借権 水田	3年 2か月 令和04年02月01日 令和07年03月31日	4,993	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町大坪字上引地 452	田	1,976.00	賃借権 水田		4,478		
				2 件 計 4,880.00					
16	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町井古字大刈田 14-1	田	2,970.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年02月01日 令和07年01月31日	4,831	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	-
		八頭町井古字大刈田 14-2	田	2,074.00	賃借権 水田		4,990		
		八頭町稲荷字岩寄 132-1	田	1,018.00	賃借権 水田		754		
		八頭町稲荷字隈田 178-1	田	3,064.00	賃借権 水田		4,830		
		八頭町下峰寺字沖代 43	田	3,064.00	賃借権 水田		4,846		
		八頭町下峰寺字沖代 44-1	田	3,094.00	賃借権 水田		4,848		
		八頭町下峰寺字沖代 44-2	田	3,027.00	賃借権 水田		4,840		
		八頭町花字中嶋 610-3	田	1,721.00	賃借権 水田		4,793		
		八頭町市谷字岸ノ下 161	田	2,970.00	賃借権 水田		4,831		
		八頭町市谷字二王前 311	田	1,066.00	賃借権 水田		2,786		
		八頭町西御門字佐伊ノ木 334	田	976.00	賃借権 水田		795		
		八頭町西御門字上ホウギ 330-1	田	199.00	賃借権 水田		763		
		八頭町西御門字上ホウギ 330-2	田	1,700.00	賃借権 水田		4,823		
		八頭町西御門字定弱 146-1	田	1,201.00	賃借権 水田		2,822		
		八頭町西御門字道垣 76-1	田	2,511.00	賃借権 水田		4,858		
		八頭町大坪字福市 267-2	田	246.00	賃借権 水田		780		
		八頭町大坪字福市 267-3	田	166.00	賃借権 水田		530		
		八頭町大門字向高藤 888	田	976.00	賃借権 水田		952		
		八頭町大門字上高藤 516-1	田	1,354.00	賃借権 水田		1,772		
		八頭町池田字梨子ヶ坪 747	田	3,002.00	賃借権 水田		4,830		
八頭町池田字梨子ヶ坪 748	田	2,961.00	賃借権 水田	4,998					

		八頭町別府字休ノ本 142-1 八頭町別府字休ノ本 142-2 八頭町別府字休ノ本 143	田 田 田	1,000.00 721.00 3,373.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田		5,000 4,368 4,862		
				24 件 計 44,454.00					
17	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町稲荷字田中 5 八頭町稲荷字田中 6 八頭町市谷字塚 277-1 八頭町西御門字高松 358 八頭町西御門字佐伊ノ木 340 八頭町大坪字上小路 97 八頭町大坪字上小路 98-1 八頭町大坪字上小路 98-2 八頭町大坪字上小路 98-3	田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	2,564.00 1,062.00 561.00 2,175.00 1,294.00 1,057.00 1,363.00 264.00 236.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 0か月 令和04年02月01日 令和06年01月31日	4,816 2,768 798 4,781 2,990 4,967 5,000 5,000 4,936	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
18	有限会社 こおげ農業開発センター (B、C)	八頭町篠波字河原田 303	田	1,277.00	使用貸借 水田	7年 0か月 令和04年02月01日 令和11年01月31日	0	—	—
				1 件 計 1,277.00					
19	山根 朋和	八頭町破岩字落岩 96	田	1,085.00	賃借権 水田	20年 0か月 令和04年01月01日 令和23年12月31日	5,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 1,085.00					
20	農事組合法人 日田農業生産組合 (B、C)	八頭町日田字抜前 151	田	2,076.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年02月01日 令和06年12月31日	4,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 2,076.00					

21	丸山 浩二	八頭町横田字城ノ前 43 八頭町横田字城ノ前 43-1	畑 畑	160.00 487.00	賃借権 普通畑 賃借権 普通畑	3年 0か月 令和04年01月01日 令和06年12月31日	7,727 7,727	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			2 件 計 647.00						
22	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町下坂字花田 37 八頭町下坂字花田 38 八頭町下坂字花田 39 八頭町山田字沖代 99 八頭町山田字八幡前 221-1 八頭町山路字中嶋 27-1 八頭町山路字中嶋 28-1 八頭町大坪字今宮 164-2	田 田 田 田 田 田 田 田 田	2,315.00 2,445.00 1,566.00 3,017.00 1,407.00 2,809.00 1,547.00 500.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 0か月 令和04年01月01日 令和05年12月31日	4,838 4,826 4,693 4,839 1,918 4,823 4,654 2,000	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			8 件 計 15,606.00						
23	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町久能寺字岸ノ下タ 1166 八頭町久能寺字船ノ上 488-1 八頭町久能寺字國志 1219 八頭町宮谷字脊戸田 31-3 八頭町山路字岡田 43 八頭町石田百井字的場向 927	田 田 田 田 田 田 田	792.00 1,559.00 1,286.00 1,303.00 2,254.00 3,880.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年01月01日 令和06年12月31日	1,919 3,848 2,776 951 4,991 4,909	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
			6 件 計 11,074.00						
24	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町宮谷字石房 195-1 八頭町大坪字今宮 159-1 八頭町大坪字今宮 161 八頭町万代寺字宮ノ上 400	田 田 田 田	1,214.00 2,057.00 2,253.00 2,036.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年04月01日 令和07年03月31日	1,960 4,885 4,993 4,813	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—

		八頭町万代寺字前河原 468 八頭町万代寺字前河原 469 八頭町万代寺字前河原 470 八頭町万代寺字前河原 471	田 田 田 田	689.00 550.00 520.00 847.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田		1,974 3,855 3,846 3,825		
				8 件 計 10,166.00					
25	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町奥谷字落コ溝 273	田	2,118.00	賃借権 水田	2年 11か月 令和04年02月01日 令和06年12月31日	3,814	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				1 件 計 2,118.00					
26	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町久能寺字風呂屋 1088 八頭町久能寺字風呂屋 1089 八頭町久能寺字名本 1245 八頭町久能寺字名本 1246 八頭町久能寺字國志 1214	田 田 田 田 田	365.00 480.00 1,100.00 2,228.00 1,772.00	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	3年 0か月 令和04年02月01日 令和07年01月31日	1,589 2,000 3,000 2,962 2,810	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				5 件 計 5,945.00					
27	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町奥谷字落コ溝 274 八頭町大坪字今宮 154-1 八頭町大坪字今宮 154-3 八頭町門尾字橋詰上分 360-1	田 田 田 田	1,804.00 652.00 904.00 2,047.00 (内 1,980.00)	賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田 賃借権 水田	2年 0か月 令和04年02月01日 令和06年01月31日	3,991 1,993 1,924 3,878	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構名義の貯金口座に振込む	—
				4 件 計 5,407.00 (内 5,340.00)					

28	有限会社 田中農場 (B、C)	八頭町門尾字櫻 139-1	田	1,385.00	賃借権 水田	3年 0か月 令和04年03月01日 令和07年02月28日	2,989	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町門尾字櫻 140-1	田	417.00	賃借権 水田		2,517		
				2 件 計 1,802.00					
29	川戸 和文	八頭町野町字隈ノ内 641	田	2,302.00	使用貸借 水田	5年 0か月 令和04年01月01日 令和08年12月31日	0	-	-
				1 件 計 2,302.00					
30	大村 祥一朗	八頭町北山字野ノ前 574	田	1,571.00	使用貸借 水田	3年 0か月 令和04年02月13日 令和07年01月31日	0	-	-
				1 件 計 1,571.00					
31	大村 祥一朗	八頭町志谷字寺田 990	田	1,414.00	賃借権 水田	5年 0か月 令和04年02月01日 令和09年01月31日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町志谷字小嶋田 1036	田	2,253.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字下松前 847	田	1,734.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字下松前 848	田	1,220.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字下松前 851	田	829.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字山口 829	田	2,090.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字山口 830	田	2,079.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字山口 834	田	2,519.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字山口 836	田	2,552.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町中字石橋元 902	田	2,161.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町富枝字古土居 642	田	1,259.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町富枝字馬道 672	田	1,959.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町北山字野ノ前 578	田	2,722.00	賃借権 水田		4,000		
							13 件 計 24,791.00		

32	大村 祥一郎	八頭町富枝字上大河原 624	田	3,263.00	賃借権 水田	10年 0か月 令和04年02月10日 令和14年01月31日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
		八頭町富枝字内大河原 632	田	1,303.00	賃借権 水田		4,000		
		八頭町富枝字内大河原 633	田	1,781.00	賃借権 水田		4,000		
				3 件 計 6,347.00					
33	大村 祥一郎	八頭町中字山口 832	田	2,288.00	賃借権 水田	10年 0か月 令和04年02月01日 令和14年01月31日	4,000	(公財)鳥取県農 業農村担い手育 成機構名義の貯 金口座に振込む	-
				1 件 計 2,288.00					

1. 添付書類等の省略について、該当する場合は以下の区分を記載。

- A 現に機構から配分を受けている農地をふたたび同じ経営体に配分する場合。(配分の更新)
- B 既に機構から配分を受けている法人経営体でその経営体制に変更がない場合。
- C 農業委員会が認める農地所有適格法人の場合。

2. 添付書類の「農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等」で省略に該当する項目には斜線を引く。

共通事項は別紙のとおり

2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 賃借権の設定等の条件
各筆明細に定める公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「甲」という。）による賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下「賃借権の設定等」という。）は、賃借権の設定等を受ける者（以下「乙」という。）が当該賃借権の設定等を受けた土地について次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。
ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（以下「法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (2) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (3) 借賃の改訂
この農用地利用配分計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。
- (4) 転貸又は譲渡
乙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (5) 遅延損害金
ア 乙は、各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
イ 遅延損害金は、鳥取県延滞金徴収条例（昭和27年鳥取県条例第45号）第3条の規定に準じて計算して得た額とする。
- (6) 修繕及び改良
ア 乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において土地所有者が当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で甲及び土地所有者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲と協議のうえ土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 乙は、甲及び土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、甲、乙が別途定めるところによるほかは、民法、土地改良法等の法令に従う。
- (7) 租税公課の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、甲、乙が別途定めるところによる。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。
- (8) 賃借権又は使用貸借権の消滅
天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができなくなったときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は消滅する。
- (9) 目的物の返還
賃借権又は使用貸借権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (10) 賃借権又は使用貸借権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び鳥取県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務
ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、法第21条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。
- (12) 機構関連事業について
甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (13) その他
この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び鳥取県が協議して定める。